

# ごみの分け方・出し方

ごみの収集 1月1日～3日を除いた祝日も収集しています。

## ごみを出す際のルール

- ①分別をきちんと行い出しましょう
- ②指定されたごみ袋を使いましょう
- ③お住まいの地域の決められたごみ集積所に出しましょう
- ④収集曜日を確認のうえ、出しましょう
- ⑤収集当日の朝6～8時まで出しましょう
- ⑥散乱防止のため、袋はしっかり結びましょう
- ⑦ごみ集積所はきれいに使いましょう



### ごみの出し方に迷ったら

山形市ごみ分別アプリ **さんあ〜る**

アプリの主な機能

- 収集日カレンダー
- ごみ出しガイド
- ごみの出し方検索
- 通知機能



アプリダウンロードはこちら

### 集積所の設置・変更

ごみ集積所の設置は、10世帯に1ヶ所の設置が可能です。ごみ集積所の設置・変更の手続きは、各町内会で行っていただきます。集合住宅については、1棟1ヶ所の設置が可能です。

### カラスネットの支給

町内会の申請に基づき、カラスネットを支給します。(原則3年に1回)

### ごみの収集支援

ごみを自ら集積所まで出すことが困難な高齢者・障がい者の対象要件を満たす世帯のごみ収集を行います。

また、地域コミュニティの助け合いのなかで行われるごみ出しは、可能な限り地域の協力をお願いすることとし、協力金を支給し支援を行います。

☎ごみ減量推進課 内線694～696

## もやせるごみ

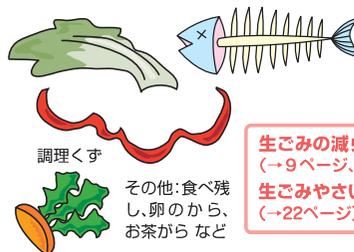
1週間に2回 指定の袋で出してください。

◆基本的には焼却炉で処理できるものは、この分類になります。

- 袋の口はしっかりとしばってください。
- 木材の太さが15cmを超えるものは処理できません。専門処理業者に相談してください。

### <主なもの>

#### 生ごみ類



調理くず

生ごみの減らし方  
(→9ページ、21ページ)  
生ごみやさいクル制度  
(→22ページ)

その他: 食べ残し、卵のから、お茶から など

#### 木くず類



木片・草花

小さな木製箱・木製品

### 注意

一辺が60cmを超え、1m未満のものは **雑貨品・小型廃家電類**に出してください。

#### 食品用プラスチック容器

(金属のふたははすして「雑貨品・小型廃家電類」へ)



食品の入っていたプラスチック容器

調味料が入っていたプラスチック容器

菓子袋など

卵パック

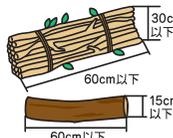
使用済みラップ

食品用容器のリサイクル  
(→23ページ)

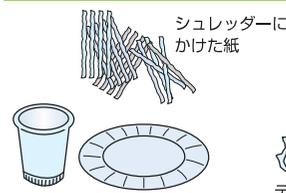
### 無料

せんていえた **剪定枝**は、直径30cm以下、長さ60cm以下の束にして、1回3束まで出すことができます。(木1本の直径は15cm以下)

共通収集シールは不要です。



#### リサイクルできない紙類



シュレッダーにかけた紙

紙コップ・紙皿

その他: 汚れた紙、金・銀紙、写真、ビニールなどが塗られた紙、洗剤の箱 など



ティッシュペーパー

リサイクルできる紙類  
(→19ページ)

#### 布くず類

金具ファスナーを **とって分別してください**



スキーウェア  
ダウンジャケット

汚れた衣類やぬいぐるみ  
(金具などは取りはずす)

リサイクルできる布類  
(→20ページ)

#### ゴム製品・革製品



長靴

スニーカー

革靴

ホース  
(1m未満に切って)

かばん  
(金具なし)

### 注意

金属がないものに限りです。金属を取ることができないものは、無理に外さず雑貨品・小型廃家電類へ

### 無料

紙おむつは **無料**です!

透明又は半透明の袋に入れて出してください。(汚物は取り除く)  
※もやせるごみの袋に入れても出すことができます。



袋に入らないごみ・袋からはみ出すごみは

1品につき1枚共通収集シールを貼って出してください。



## 雑貨品・小型廃家電類 1週間に1回 指定の袋で出してください。

◆複合素材でできている日用品のほとんどのものは、この分類になります。

- 大きさは、一辺(縦・横・高さのいずれか長い辺)の長さが1m未満のものに限ります。1m以上のものは粗大ごみになります。
- 木製品でも、一辺が60cmを超え1m未満であれば、この分類です。
- 電池類、バッテリー及び燃料は必ず抜き取ってから出してください。
- 金属の厚さが3mmを超えるものは処理できません。専門処理業者に相談してください。

### <主なもの>

#### 小型の廃家電類



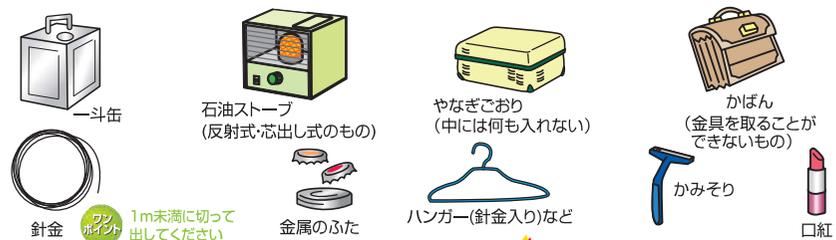
#### 台所用品



#### おもちゃ

**危険!!** 雑貨品・小型廃家電類には絶対に入れない!!  
 充電電池の取り外せない家電は、家電本体そのまま透明袋に入れて「電池類」として捨ててください。(→31ページ)

#### その他日用雑貨品



**傘や杖、棒状のもの**  
 1束(長さ1m未満、直径30cm以下)につき「共通収集シール」を1枚貼ってください。

**電球**  
 電球(白熱灯・LED)はこの分類です。  
 電球型の蛍光灯は、水銀含有ごみです。(→31ページ)

**危険!!** ◆使い捨てガスマイターは、中身のガスを使い切ってから出してください!!  
 ◆ナイフや針など鋭利なものは、刃先を包むなどの工夫をお願いします。

ポイント 火災発生の恐れがあるため、中のガスを使い切って指定袋へ

**袋に入らない・袋からはみ出すものは 1品1枚 共通収集シールを貼って出してください。**

## プラスチック類 1週間に1回 指定の袋で出してください。

◆プラスチックだけでできているものはこの分類になります。

- 金属のふたなどは取り外して「雑貨品・小型廃家電類」に出してください。

### <主なもの>



**食品用プラスチック容器や汚れたプラスチック類はもやせるごみへ分別してください。**

**ゴム製品はプラスチック類ではありません**  
 →もやせるごみ(※金属がないもの)

ビニールシート  
 1m未満  
 1m未満  
 1m未満  
 1m未満  
 金具などは取って、1辺1m未満に裁断してから出してください。

**袋に入らない・袋からはみ出すものは 1品1枚 共通収集シールを貼って出してください。**

ごみの減らし方  
ごみの分け方・出し方  
引っ越しごみなど  
し尿・浄化槽  
事業所のごみ  
不適正排出・不法投棄  
収集曜日  
分別早見表  
放置自転車・害虫  
自燃入・問い合わせ

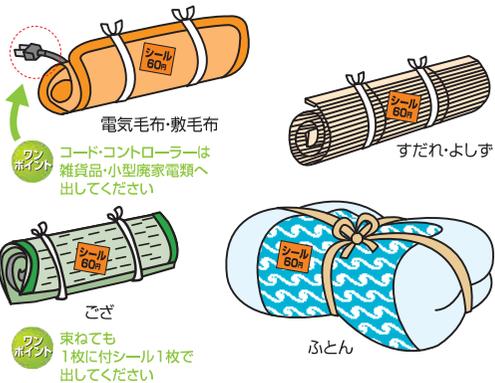
ごみの減らし方  
ごみの分け方・出し方  
引っ越しごみなど  
し尿・浄化槽  
事業所のごみ  
不適正排出・不法投棄  
収集曜日  
分別早見表  
放置自転車・害虫  
自燃入・問い合わせ

## ふとん類

月1回指定された日に出してください。  
(収集日は46~49ページの表で確認してください。)

1品につき1枚「共通収集シール」を貼って出してください。

<主なもの> ふとん(羽毛以外のもの)、すだれ、ござ類(素材を問わず)



★毛布、座布団、シーツ、タオルケット、カーテンは、もやせるごみ袋に入れてもやせるごみに出してください。



## 埋立ごみ

月1回指定された日に指定の袋で出してください。  
(収集日は46~49ページの表で確認してください。)

<主なもの>



袋に入らない・袋からはみ出すものは  
1品1枚 共通収集シールを貼って出してください。

## ビン・カン(資源物)

1週間に1回 透明袋で出してください。

◆容量が4ℓ以下のものは、この分類になります。  
(4ℓを超えるビンは「埋立ごみ」、カンは「雑貨品・小型廃家電類」です。)

- ビンとカンは一緒の袋に入れてください。(リサイクルセンターで分別します。)
- ふたやキャップをはずし、軽く中を水洗いしてください。  
(金属のふたは「雑貨品・小型廃家電類」、プラスチックのふたは「プラスチック類」)
- 中には、異物(吸殻、紙くず、ふた、キャップ、王冠など)を絶対に入れないでください。
- 農薬や薬品、除草剤は市で処理できません。(→37ページ) 専門業者や販売店にお問い合わせください。



<主なもの>

### ビン類

空きびんなど



ビールびんや一升びんなどのリターナブルびん、アルミ缶など

資源回収・店頭回収にご協力ください  
(→12、17~20ページ)

### カン類



# ペットボトル

1週間に1回  
透明袋で出してください。



大きさの目安  
(20ℓ~60ℓ)

●取り除いたキャップとラベルは「プラスチック類」に入れてください。

清涼飲料類、しょうゆ類(しょうゆ、めんつゆ等)、みりん風調味料、食酢、調味酢、酒類



ペットボトルマーク  
このマークがついています



ペットボトルには、必ずペットボトルマークがラベル部分やボトルの底に表示してあります。

軽くすすいで



軽く中を水洗いしてください。

キャップとラベルを  
はずして



はずしたキャップとラベルは  
「プラスチック類」に  
出してください。

キャップとラベルをとりはずします。

付属するプラスチックのリングや取手はそのままで結構です。

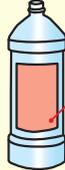
つぶして小さくすると袋にたくさん入ります。

## はがす必要のないもの

●はがしにくいラベルは無理にはがす必要はありません。



ミシン目がない



全面糊づけしてある  
大きなラベル

## これらのボトルはリサイクルできません

●ソース、食用油、ドレッシング、マヨネーズ、ケチャップ等のボトル  
●切ったり色を塗ったりしたボトル

→「もやせるごみ」に出してください。



●液体洗剤、柔軟剤、漂白剤、シャンプー、リンス等のボトル

→「プラスチック類」に出してください。



# 水銀含有ごみ

月1回指定された日に出してください。  
透明袋で出してください。  
(収集日は46~49ページの表で確認してください。)



大きさの目安(それぞれの品目に  
応じた大きさ)

それぞれの品目ごとに、透明袋に入れてください。 有料指定ごみ袋の外袋もご利用いただけます  
埋立ごみの袋には入れないでください

## 水銀体温計・鏡



【水銀体温計】



【鏡】

## 蛍光管

長さにかかわらず  
出すことができます



【蛍光管】

割れないように、空き箱などを利用してください



【電球型蛍光灯】

## 電池類



危険!!

家電類は雑貨品・小型家電類に分類する前に電池が入っていないか必ず確認してください

## 充電電池が取り外せない製品



火災防止のため、充電電池の取り外せない家電は家電本体そのまま電池類で出してください  
(詳細はHPへ→)



## スプレー缶・カセットボンベ

中身を使い切ってから、**穴をあけずに透明な袋に入れ、月1回の日(埋立ごみや水銀含有ごみと同じ日)に集積所に出してください。**

※中身が残っている場合、風通しの良い場所で、新聞紙や布切れ等に吹き付けてガス抜きを行ってください。吹き付けた後の新聞紙や布切れは「もやせるごみ」として出すことができます。埋立ごみの袋には入れないでください。



危険!!

中身が残っていると、ごみ収集時やリサイクルセンターで火災事故につながります。必ず中身を使い切りましょう。

注意!!

使用済みスプレー缶・カセットボンベだけを袋に入れてください。

# 古紙類

1週間に1回 決められたルールで出してください。  
「ペットボトルの収集曜日」に「ペットボトルの集積所」に出してください。

●品目ごとに分別し、「紙ひも」でしばり出してください。(「紙ひも」がない場合は、「ビニールひも」でも可)

## 回収品目



●新聞  
折込チラシも一緒に束ねてください。



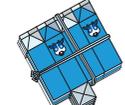
●雑誌  
付録のCD・DVDなど、紙以外のものは除いてください。



●雑がみ  
紙袋に入れるか、紙袋に入らずにまとめて十字にしばってください。(→18ページ)



●段ボール  
つぶして、折りたたんでください。



●紙バック  
軽くすすいで切り開き、乾かしてください。

子どもたちの「ものを大切に作る心」を育てるとともに、「地域コミュニティ」の活性化を図るため、お住まいの地域の町内会や子ども会などで実施している資源回収にご協力ください。(→17ページ)

# 有料 粗大ごみ

電話で申し込みのうえ、指定された日に自宅前に出してください。

指定品目 (大きさを問わず指定されたもの)	2,000円	スプリング入りのベッドマット	
	1,000円	エアコン (天井及び壁埋め込み形・天吊り形のみ)	ガスファンヒーター 石油ファンヒーター
		電子レンジ (電子レンジ機能付きオープンレンジを含む)	
		電気温水器 (ガス式瞬間湯沸かし器を除く)	電気マッサージ器 (いす式のもの)
		25型未満のテレビジョン受信機 (ブラウン管式・液晶式・プラズマ式のもの、各メーカーのリサイクルルートへ(→39ページ))	

1,000円	1辺の長さが1m以上1.8m未満で、かつ重量が80kg以下のもの		
	ステレオ (セットとして1m以上のもの)	オルガン、エレクトーン	ミシン(足踏み式)
	サイドボード	和たんす 洋たんす	本棚
		食器棚	茶たんす
		洗面台	
	鏡台	ソファ (ベッド式のものも含む)	学習机
		食卓用テーブル 応接用テーブル	座卓
			下駄箱

# 500円

1辺の長さが1m以上1.8m未満で、かつ重量が80kg以下のもの。じゅうたん又はカーペットは、折りたたんだり、ロール状にし、1辺が1m未満の長さになった場合でも粗大ごみです。ベッド枠、スキー板などは、1.8m以上でも粗大ごみです。

じゅうたん又はカーペット  
(電気式のものも含み1辺の長さが1m以上のもの)

**ワンポイント** 折りたたんだ状態で1m未満でも粗大ごみとなります

畳(1枚を1品とする)

自転車

(車いすを含む、電動式の場合はバッテリーを取り外して出す)

健康器具

(ランニングマシン、サイクリングマシン等)

木製ベッド又はパイプ製ベッドの枠

(非スプリングマットなどを含んでも1品、介護用ベッドを除く)

子供用遊具

(ブランコ、すべり台など)

こたつ板、こたつ枠

なまこ板又はトタン板  
(3枚まで1品)

スキー板(ストックを付けても1品)

ゴルフクラブセット  
(セット(14本)以内の本数でも1品)

スノーダンブ

作業用一輪車

戸

(障子戸、板戸、網戸、襖戸1戸を1品とする)

アコーディオンカーテン

脚立又は梯子(木製又は金属製)

物干し竿、物干し台  
(コンクリート部分は除く)

その他記載のないものについては、1品につき500円(別に定める品目を除く)

## 粗大ごみ収集の申し込みについて

- 電話で粗大ごみ収集受付センターに申し込みください。(1回1家庭3品まで)申し込み時に収集日が指定されます。  
※粗大ごみを各処理施設に自己搬入する場合、粗大ごみの種類によって搬入先が異なります(→詳細は77ページ)、粗大ごみ収集受付センターに申し込みの場合、粗大ごみの種類による区別はありません。
- 品目ごとに定められた料金分の「粗大ごみ用紙証」(1枚500円)を市内のスーパー・ホームセンター・コンビニ(一部)などの取扱店で購入してください。
- 粗大ごみ用紙証に必要事項を記入のうえ、申し込んだ粗大ごみに貼り、指定された日の朝8:00までに自宅前に出してください。

申込先

粗大ごみ収集受付センター

受付時間/月～金(祝日を含む)

9:00～16:00

☎(023)686-5565

ごみ収集の時や  
立谷川リサイクルセンターで  
困っています!



# 火災発生!



立谷川リサイクルセンターでの消火活動



焼けた収集車の内部



火災の原因物 (ライター、電池)

下記のごみを出すときは、ご注意ください。



輪ゴム・テープなどで  
操作レバー押し下げる

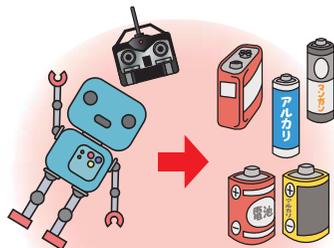
ガスが残っている場合は、  
必ずガスを抜いてから「雑貨品・小型  
廃家電類」に出してください。



中身が残っている場合は、必ず使いきってから  
月1回の日(埋立ごみや水銀含有ごみと  
同じ日)に透明袋に入れて出してください。



未使用のものは、  
水に浸してから「もやせるごみ」に  
出してください。



乾電池・充電電池は必ず抜いて  
「水銀含有ごみ」の日に  
透明袋に入れて出してください。

## 「リチウムイオン電池 (充電電池)」の分別の徹底を!!

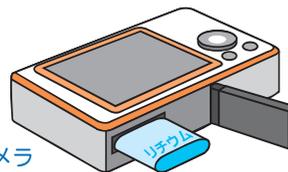
火災事故発生!!

リチウムイオン電池 (充電電池) の分別誤りによるごみの処理施設や収集車両での  
発火発煙事故が多発しています。  
家電製品を捨てる際は再確認をお願いします。



テールゲートが焼けた収集車

家電製品の  
充電電池



デジタルカメラ

かならず取り外す



充電電池

充電電池が  
取り外せない家電製品



スマートフォン

モバイル  
バッテリー

電動  
歯ブラシ

透明袋

電子タバコ

電気シェーバー

ハンディクリーナー

家電本体をそのまま透明袋に入れて「電池類」として  
捨ててください。

雑貨品・小型廃家電類には  
入れないでください!

月1回の収集日へ

ごみの減らし方  
ごみの分け方・出し方  
引っ越しごみなど  
し尿・浄化槽  
事業所のごみ  
不適正排出・不法投棄  
収集曜日  
分別早見表  
放置自転車・害虫  
自燃入・問い合わせ

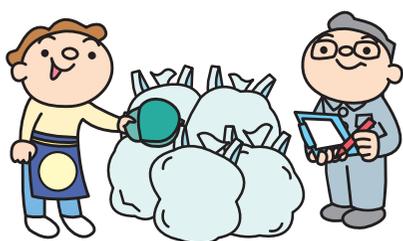
ごみの減らし方  
ごみの分け方・出し方  
引っ越しごみなど  
し尿・浄化槽  
事業所のごみ  
不適正排出・不法投棄  
収集曜日  
分別早見表  
放置自転車・害虫  
自燃入・問い合わせ

# 市で収集しないごみ

事業活動で発生するごみや、家庭から一時的に多量に出たごみなどは、市では収集しません。個人で処理施設に持ち込むか、専門の一般廃棄物許可業者(→40ページ)へ依頼してください。

## 事業系のごみ (→42ページ)

商店・飲食店・会社・農業などの事業活動によって出るごみ



事業系のごみは種類によっては処理施設などへ自己搬入することができます。(→42・77ページ)  
※産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

## 建築廃材など

家屋の解体により生じたごみ



産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。詳しくは、廃棄物指導課へ相談ください。(内線870)

## 引っ越しごみ

引っ越しなどで出る多量のごみ



処理施設などへ自己搬入(→77ページ)するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者(→40ページ)へ依頼してください。

## 火災ごみ

火災残材など



廃棄物指導課(内線690)へご相談ください。

# 市で処理できないごみ

下記のごみについては、市で処理ができないため収集しません。購入店、最寄りの販売店及び専門の業者に依頼してください。注射針などの医療系廃棄物も該当しますので、医療機関へ返却してください。

## 主な品目

### 危険性を有するもの

農薬・薬品(容器も含む)、バッテリーなど



### 引火性を有するもの

ガスボンベ、大型燃料貯留タンク、塗料、廃油、発炎筒など



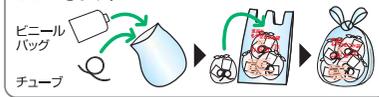
### 感染性の恐れがあるもの、医療系のもの

在宅医療で治療に使用した「針がついている物」



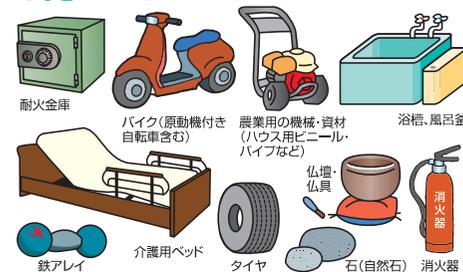
病院、薬局へご相談ください。

ただし、「非鋭利な物」については、透明な袋に入れてから口を縛り、もやせるごみの袋に入れて出すことができます。



### その他

タイヤ、自動車用部品、バイク(原動機付き自転車含む)、農業用の機械・資材(ハウス用ビニール・パイプなど)、仏壇・仏具、消火器、消雪剤(融雪剤)、浴槽、風呂釜、耐火金庫、石(自然石)、介護用ベッド、金属の厚さが3mmを超えるもの、重量が80kgを超えるものなど



販売店や専門処理業者にご相談ください。

# パソコンの出し方

パソコンは、①山形市小型家電リサイクル事業「こでん里帰りプロジェクト」を利用する方法と②資源有効利用促進法（パソコンリサイクル）に基づき、各メーカーに回収を依頼する方法のいずれかにより出すことができます。（ごみ集積所や立谷川リサイクルセンターに出すことはできません。）

## ①こでん里帰りプロジェクトを利用した出し方

平成26年（2014年）7月より、こでん里帰りプロジェクトが始まりました。パソコンは、こちらでも利用することができます。詳しくはP20-1をご覧ください。

## ②パソコンリサイクル法に従った出し方

パソコンは、各メーカーによりリサイクルされます。下記の出し方に沿ってリサイクルにご協力ください。

### ●パソコンリサイクルの対象となるもの



**注** パソコンリサイクルの対象とならないもの（詳しくは、26ページをご覧ください）  
プリンタ、スキャナなどの周辺機器、ワープロ専用機 など

### スタート お持ちのパソコンの、『PCリサイクルマーク』の有無を確認します



パソコンメーカーのホームページ等より回収申し込みをします

メーカー所定の方法で、回収・リサイクル料金を支払います

【主要メーカーが公表している料金】 令和5年（2023年）4月1日現在

デスクトップパソコン本体、ノートパソコン 液晶（LCD）ディスプレイ、 液晶（LCD）ディスプレイ一体型パソコン	各3,000円（税抜き）
ブラウン管（CRT）ディスプレイ、 ブラウン管（CRT）ディスプレイ一体型パソコン	各4,000円（税抜き）

※別途振込手数料が必要となる場合があります。

メーカーより、『エコゆうパック伝票』が送られてきます

パソコンを梱包し、郵便局に引き取りを依頼するか、持ち込みます

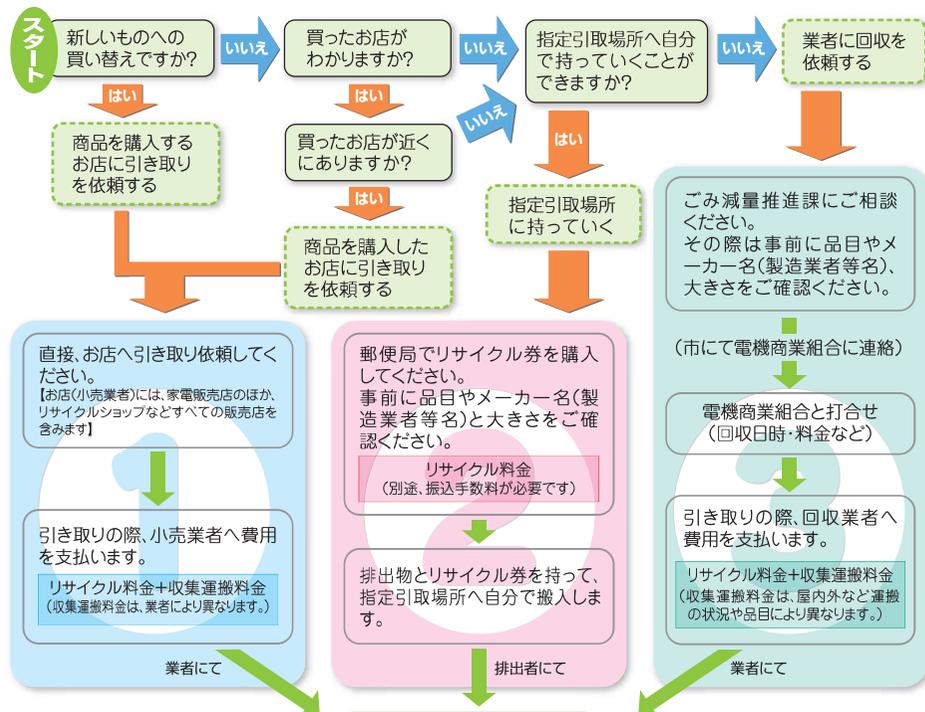
\*回収するメーカーがないパソコン（自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど）については、パソコン3R推進協会（☎044-540-0576 <http://www.pc3r.jp>）にお問い合わせください。

なお、再利用できるものについては、リサイクルショップを利用するなどして、資源の有効利用を心がけましょう。

# 家電リサイクル対象品の出し方

（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、「家電リサイクル法」に基づき、各メーカーにより回収・リサイクルされています。市では収集できません（立谷川リサイクルセンターに直接持ち込むこともできません）。なお、再利用できるものについては、リサイクルショップを利用するなどして、資源の有効利用を心がけましょう。



## 指定引取場所

●メーカーにかかわらず、指定引取場所に持ち込むことができます

### 日本通運(株)

山形市大字十文字字天神東777  
☎023-686-4385

営業日・受付時間については、事前に日本通運(株)にご確認のうえで、持ち込みを行ってください。



# 引っ越しごみなど

引っ越しなどで出たごみは、下記の業者にお問い合わせください

一般廃棄物収集運搬業許可業者（五十音順）

令和5年9月末日現在

No	事業所	住所(山形市)	電話番号(023)
あ			
1	(有)安孫子清掃	大字大森783-4	686-5620
2	アースリストア(株)	大字中野目838-1	682-9281
3	(株)荒正	成沢西1-10-6	695-3381
4	イーグル輸送(株)	天童市石鳥居2-2-52	0120-005-331 655-5331
5	(株)エヌイーエスコ コーポレーション	大字片谷地字下川原田 959-1	688-7788
6	(有)岡崎清掃社	上町3-8-62	643-9063
か			
7	(株)霞城クリーン	城南町2-8-5	645-2356
8	(有)金子商事	立谷川3-2015-4	666-8710
9	(有)かの衛生興業	鈴川町4-5-38	623-8419
10	萱建設(株)	美畑町5-2	615-7251
11	(有)カワイ清掃	南館5-4-15	643-8070
12	(株)キヨシミ産研	鑄物町3	646-7306
13	(株)クリーンシステム	飯塚町字中河原1629-5	644-2228
14	(株)こすもす清掃	富の中1-7-25	645-4363
15	(有)小林商会	大字岩波字浅布1253	631-2888
16	(有)こまき清掃	蔵王半郷字八森1105-1	688-5928
さ			
17	(有)斉藤清掃	南松原2-11-12	688-3753
18	坂本産廃(株)	大字門伝21	643-8918
19	(株)サニタシステム	木の実町9-52-204	688-3513
20	(有)サンスイ商会	大字山寺字中地蔵 1973-1528	695-2161
21	(株)ジオテック	流通センター2-11-3	664-0888
た			
22	(株)大光産業	東山形2-11-5	672-8286
23	太平ビルサービス(株)	城南町1-1-1	647-0630
24	(株)高良	高木8	647-5081
25	(株)丹野	松見町12-3	641-1141
26	タンノ清掃興業(株)	南栄町2-15-22	624-2028
27	中央公雲清掃(株)	鑄物町1-4	647-3855
28	(株)中央特殊興業	松栄2-4-51	646-1313
29	(有)千代田産業	緑町4-26-27	674-0311
30	(株)長陵	本町1-4-24	631-3770
31	(株)ティーエス企画	大字漆山字念仏段1927-2	686-6777
32	天童環境(株)	東笹野町55-3	687-5339
33	東京美装興業(株)	本町1-7-31	631-6251

No	事業所	住所(山形市)	電話番号(023)
34	(有)東北環境総合サービス	大字中樫田字金谷943-1	634-5076
35	東北クリーン開発(株)	久保田2-1-47	645-8399
36	(有)ときわ清掃社	蔵王半郷302-4	688-3331
な			
37	(株)内外ビルクリーン	長町1-2-1	684-4615
38	仲野衛生管工(株)	鈴川町3-20-12-21	622-8224
39	(有)南部衛生	春日町13-12	644-6492
40	(有)日清資源	大字漆山字ニツ段 2131番地1	687-1900
41	(有)丹羽商店	南館4-1-27	644-3397
42	(株)ネクスコ・メンテナンス東北(注)	千石91	686-5684
は			
43	(株)ハナフ	花楸1-13-1	631-5947
44	(有)へにはな清掃社	大字片谷地52	688-4970
45	(有)細谷産廃	大字志戸田334-2	644-4826
ま			
46	(株)ミツツ企業	大字黒沢401-2	688-3699
47	(株)村山運送	立谷川3-895-11	686-5675
48	(株)モリヤ	印役町2-1-47	090-4046-7018
や			
49	(株)山形イーストリサイクルセンター	大字十文字字葦窪北 3432-1	686-4307
50	山形環境保全(協)	大字十文字字葦窪北 3455-75	686-5581
51	(有)山形クリーン	松波1-17-21	624-2267
52	山形資源(株)	蔵王松ヶ丘2-2-23	689-0030
53	(有)山形東部清掃社	大字青柳74-1	687-3916
54	(株)山形ビルサービス	大字志戸田550	644-0158
55	佳田清掃(株)	あけぼの1-4-3	685-6368

(注) 高速道路管理地内のみ

# し尿・浄化槽

## 汲み取り式便所を使用している方

山形清掃衛生協同組合 し尿収集受付

☎ 023-643-7577 FAX 023-643-7578

受付時間 9:00~16:00 月~金曜日(祝日を除く)

収集申し込みの際には、住所、氏名、連絡先(電話番号)、収集希望日をお伝えください。

### 処理手数料の支払い方法

収集の際に、処理手数料に相当する「し尿用証紙」を係員に渡してください。

#### \* し尿用証紙の種類

2,300円券と230円券の2種類です。  
証紙を汚したり、破いたりすると無効となる場合がありますのでご注意ください。

#### \* し尿用証紙の販売所

山形清掃衛生協同組合で取り扱っています。  
なお、収集時に訪問した係員からも購入できます。

#### \* 処理手数料

180ℓまで..... 2,300円  
180ℓを超える分について..... 18ℓごとに230円



## 浄化槽を利用している方

### 浄化槽の維持管理

浄化槽の能力を十分に引き出し続けるためには維持管理がかかせません。  
許可業者に依頼するなどし、適切な保守点検及び清掃を行うようにしてください。保守点検及び法定検査などにおいて異状が指摘された場合は速やかに対処するようにしてください。

### 浄化槽の清掃及び汚泥収集業者

No	事業所	住所(山形市)	電話番号(023)
1	(株)中央特殊興業	松栄2-4-51	646-1313
2	(有)アメニティ山形	浜崎31	633-1234
3	タンノ清掃興業(株)	南栄町2-15-22	624-2028
4	仲野衛生管工(株)	鈴川町3-20-12-21	622-8224
5	(有)南部衛生	春日町13-12	644-6492
6	(株)丹野	松見町12-3	641-1141
7	(有)高橋衛生社	南館5-4-12	645-4998
8	(有)かの衛生興業	鈴川町4-5-38	623-8419
9	(株)エヌイーエスコ コーポレーション	大字片谷地字下川原田959-1	688-7788
10	山形清掃衛生協同組合	高木11	643-7577

\*法定検査のお問い合わせは、(財)山形県理化学分析センターへ(☎023-645-5306)

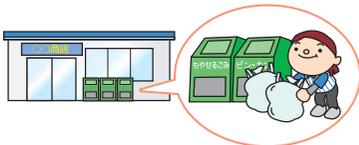
# 事業所のごみの出し方

## 店や事務所などのごみは、町内会のごみ集積所には出せません

店舗、飲食店、事務所、家内事業（法人、個人を問わず）での事業活動によって生じたごみは、町内会のごみ集積所には出せませんので、下記のいずれかの方法により、適正に処理してください。

- ①事業主の責任において事業者自ら各処理施設に搬入してください。
- ②廃棄物処理許可業者に依頼してください。詳しくは、廃棄物指導課（内線870）へご相談ください。（山形市廃棄物の減量及び適正処理などに関する条例に基づく）

リサイクルできる「紙類」や「布類」は、資源物引取事業所へ持ち込みください（→20ページ）



なお、事業者自ら処理運搬する場合は、下記のことを厳守してください。

### もやせるごみ

### エネルギー回収施設(立谷川)またはエネルギー回収施設(川口)

- ・厨芥類（生ごみ類）……十分に水切りをする
  - ・紙くず類（リサイクルに適さない紙類）……金属類は取り外す。バインダー、ひも等を取りはずし、バラバラの状態ですべて持ってきてください
  - ・木くず類（木片、小さな木工製品など）……金属類は取り外す
  - ・布くず類（汚れてリサイクルに適さない布類）……金属類は取り外す
  - ・可燃性粗大ごみに該当するもの（木材及び木製家具類、じゅうたん、畳など）……金属類はすべて取り外す
- ※産業廃棄物は受け入れていませんので、産業廃棄物処理許可業者に処分を依頼してください。

### その他のごみ

### 立谷川リサイクルセンターへ

- ・ビン・カン類（鉄製、アルミ製、ガラス製の酒類、清涼飲料水類、食品類の空きビン、空きカン）に限る。ただし、産業廃棄物（ビン・カン）に該当するので、搬入制限あり。（1社1日当たり500キログラムまで）
  - ・不燃性粗大ごみに該当するもの（机、書庫その他これに類するもの）……金属以外の部分はすべて取り外す。ただし、産業廃棄物（金属くず）に該当するので、搬入制限あり。
  - ・水銀含有ごみ（乾電池、蛍光管、水銀体温計類、鏡）……それぞれに分けて出す（搬入制限あり）
- ※ペットボトル、プラスチック類、雑貨品・小型家電類は、受け入れていませんので、産業廃棄物処理許可業者に処分を依頼してください。

※各処理施設の場所等については、77ページをご覧ください。

### 埋立ごみについて

上野最終処分場の受入許容量の関係から、現在、事業所からの受け入れはしていません。廃棄物処理許可業者に処分を依頼してください。

※ごみ処理手数料は、10キログラムまでごとに140円。ただし、水銀含有ごみは1キログラムまでごとく250円です。



# 不適正排出・不法投棄

## ごみ集積所の不適正排出（違反ごみ）について

ごみの分け方・出し方に違反があると「ごみ出し違反シール」でお知らせし、収集しません。なお、収集後に出されたごみは、「ごみ出し違反シール」も貼られずそのままごみ集積所に残ることになります。

### ★「ごみを出す曜日の間違い」について

ごみの排出者が正しい曜日にごみを出し直してください。



### ★「適正に分別されていないごみ」について

ごみの排出者がごみ出しのルールに従って出し直してください。排出者が不明な場合などは、町内会のご協力により再分別をお願いします。町内会にボランティアごみ袋及びボランティアシールを支給しますので、指定曜日に再排出をお願いします。



### ★「粗大ごみ・処理困難物」について

市で現場を調査し、ごみ集積所に排出できないこと、及び、速やかに持ち帰ることの注意を喚起します。



## ボランティアごみ袋・ボランティアシールの支給について

町内会が管理するごみ集積所でのごみの再分別や一斉清掃といった地域のボランティア清掃の際、ボランティアごみ袋・ボランティアシールを支給します。

- 町内会 年度当初に1集積所あたり30枚、シール5枚を支給します。（なお、不足時や一斉清掃時は、別途支給します）
- 個人・団体 道路・河川などの清掃を行う際、申請により支給します。



# ダメ!不法投棄

## ◆ 不法投棄は犯罪です ◆



### ●不法投棄とは

個人でも事業者でも、定められたルールに従って「ごみ」を適正に処理しなければなりません。しかし、なかにはルールを無視して、山林や原野、河川などに勝手に捨てる個人や事業者がいます。この行為が「不法投棄」であり絶対に許せない行為です。

### ●罰則

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

不法投棄を行った者は、5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金に処せられ、又はこれが併科されます。(法人にあっては3億円以下の罰金。)



## 不法投棄を「しない」「させない」

不法投棄は犯罪です。地域の美観を損なうだけでなく、環境汚染を招くこともあります。また、不法投棄物の撤去・処分には税金が使われています。市民全員が不法投棄を「しない」「させない」という意識をもつことが大切です。

## 不法投棄をされないために

私有地内に不法投棄が行われ、投棄者が特定できない場合、土地の所有者もしくは管理者自らの責任で適正に処理することになります。日ごろ活用されていない土地を所有している場合は、不法投棄場所とならないよう、以下の点にご注意ください。

- ・定期的に見回りをし、良好な環境を維持しましょう。
- ・雑草の除去や枝木の手入れなど、こまめに清掃を行いましょう。
- ・勝手に立ち入れられないよう、防護柵や防護ネット設置などの侵入防止や不法投棄防止対策を講じるよう心がけましょう。

## 不法投棄を発見したら!

不法投棄を発見したら、発見日時、場所、投棄物の内容などを「山形市不法投棄110番」までご通報ください。不法投棄を行っている者を見掛けた場合は、車両ナンバーや車の特徴(色や形)、投棄者の服装や性別なども併せてご通報ください。不法投棄を行っている者への接触や不審車両の追跡などは、危険ですので絶対にしないでください。

## 不法投棄110番 (廃棄物指導課内)

# ☎ 023-629-0802

●受付：月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

## 不法投棄のない山形市をめざしましょう